

(1) 健康保険及び厚生年金保険の保険料納付に係る口座振替の取扱い（新規案件）

1 相談内容

健康保険及び厚生年金保険（以下、健康保険と厚生年金保険を合わせて「健康保険等」という。）の保険料納付に係る口座振替では、事業主名と異なる名義の口座を用いることができない。

一方、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下、労災保険と雇用保険を合わせて「労働保険」という。）の保険料納付については、「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」を管轄の労働局へ提出することで、事業主名と口座名義が異なる場合でも口座登録を行うことが可能となっている。

健康保険等の保険料納付についても労働保険の保険料納付と同様に口座振替納付に関する同意書を年金事務所等に提出することなどにより、事業主名と異なる名義の口座からの振替を行えるようにしてほしい。

※ 本件は、岡山行政評価事務所に相談があったものである。

2 制度の概要

(1) 保険者等

ア 保険者、業務委任等

健康保険の保険者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 4 条の規定において、全国健康保険協会（以下「健保協会」という。）とされている（注）が、被保険者の資格の取得等の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収並びにこれらに付帯する業務は、同法第 5 条第 2 項の規定において、厚生労働大臣が行うこととされ、さらに、これら業務は、同法第 204 条第 1 項の規定において、日本年金機構に委任されている。

また、厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 2 条の規定において、政府が管掌することとされているが、被保険者の資格の取得等の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収並びにこれらに付帯する業務は、同法第 100 条の 4 第 1 項の規定において、日本年金機構に委任されている。

これら規定により、健康保険等の徴収等の業務については、日本年金機構が取り扱うこととされている。

（注）健保協会のほか健康保険組合も保険者となっている。

イ 被保険者

健康保険の被保険者は、健康保険法第 3 条第 3 号の規定に基づく適用事業所（注1）に常時使用されている 75 歳未満の従業員とされ、また、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法第 6 条の規定に基づく適用事業所（注2）に常時使用される 70 歳未満の従業員とされている。なお、国や地方公共団体の機関も適用事業所となる場合がある。

（注 1、2）健康保険等の適用を受ける事業所を指し、健康保険法第 3 条第 3 号又は厚生年金保険法第 6 条に基づき健康保険等が強制適用される事業所と、健康保険法第 31 条、あるいは厚生年金保険法第 6 条第 3 項に基づき事業主が健康保険等に任意で加入する事業所の 2 種類がある。

(2) 保険料の徴収

健康保険等の保険料は、健康保険法第48条又は厚生年金保険法第27条の規定により、事業主が日本年金機構に届け出た従業員の報酬（基本給、通勤手当及び残業手当等を加えたもの）により決定される標準報酬月額等に一定の保険料率を乗じて算出されることとなっており、健康保険法第205条の2第5号又は厚生年金保険法第100条の10第1項第29号の規定において、日本年金機構が事業主から徴収することとされている。

また、この保険料は、健康保険法第161条第1項又は厚生年金保険法第82条第1項の規定において、被保険者及びその事業主が、それぞれ保険料額の1/2を負担することとされ、健康保険法第164条第1項又は厚生年金保険法第83条第1項の規定において、事業主が毎月の保険料を翌月末日までに納付しなければならないこととされている。

なお、事業主が納付すべき保険料額は、原則として毎月20日に年金事務所が事業所に送付する「保険料納入告知書」に記載されている。

(3) 保険料の納付方法

ア 納付書による納付（現金納付）

「保険料納入告知書」を添えて、金融機関の窓口で納付する。

イ 電子納付

Pay-easy（注）対応のATM、インターネットバンキングを利用して納付する。

（注） Pay-easy（ペイジー）とは、税金、公共料金等をパソコン、スマートフォン（携帯電話）及びATMから支払うことができるサービス。

ウ 口座振替

健康保険等の保険料は、健康保険法第166条及び厚生年金保険法第83条の2の規定において、日本年金機構は、納付義務者から、口座振替（預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと）を希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときには、その申出を承認することができることとされている。

そして、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第142条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第25条の3の規定において、口座振替を希望する事業主は、次に掲げる事項を記載した申出書を日本年金機構に提出することとされている。

（記載事項）

- | |
|-----------------------------|
| 一 事業所の名称及び所在地（注） |
| 二 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別 |
| 三 納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称及び所在地 |

（注）厚生年金保険料については、「事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所」

この申出書である「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」（図 1 参照。以下「口座振替申出書」という。）は、年金事務所に備え付けられているとともに、日本年金機構のホームページに掲載されている。

口座振替申出書には「預金口座は、年金事務所へお届けの所在地、名称、代表者氏名と口座名義が同一のものを指定してください。」と記載されており、本件相談のとおり、事業主名と異なる名義の口座を用いることができないものとなっている。

口座振替を希望する事業主は、口座振替申出書に必要な事項を記載するとともに事業所代表者印を押し、金融機関から確認印を受けた上で年金事務所に提出する。

図 1 口座振替申出書（抜粋）

健康保険 厚生年金保険		保険料口座振替納付(変更)申出書	
		平成	年 月 日
年金事務所長 あて			
★口座振替を希望する金融機関へ提出して確認印を受けてください。	金融機関の確認印	事業所所在地	_____
		(フリガナ) 事業所名称	_____
		(フリガナ) 代表者氏名	_____ (印)
			(事業所代表者印)
		電話番号 ()	—
(預金口座は、年金事務所へお届けの所在地、名称、代表者氏名と口座名義が同一のものを指定してください。)			

3 労働保険における取扱い

(1) 保険料の納付方法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「労働保険徴収法」という。）第 2 条第 1 項の規定において、労災保険及び雇用保険を合わせて「労働保険」と総称するとされている。

保険料の納付方法は、事業主が、保険年度毎に概算の保険料を都道府県労働局へ申告・納付し（労働保険徴収法第 15 条第 1 項）、翌保険年度に確定申告の上精算することとされている（労働保険徴収法第 19 条第 1 項）。これらの手続は、原則として毎年 6 月 1 日から 7 月 10 日まで（7 月 10 日が土日の場合、翌日以降の平日まで）の間に行うこととされている。

ただし、原則として概算保険料額が 40 万円以上の場合は、保険料の納付を 3 回に分割することができる。

(2) 保険料の口座振替

労働保険徴収法第 21 条の 2 第 1 項の規定において、政府は、事業主から、口座振替（預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による労働保険料の納付をその預金口

座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと)を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる」とされている。

そして、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「労働保険徴収法施行規則」という。）第 38 条の 2 の規定において、口座振替を希望する事業主は、次の事項を記載した書面を所轄都道府県労働局歳入徴収官（以下「所轄労働局」という。）に提出することとされている。

(記載事項)

- | |
|--------------------------------|
| ① 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地 |
| ② 預金口座又は貯金口座の番号及び名義人、預金又は貯金の種別 |
| ③ 納付書を送付する金融機関及び店舗の名称 |

上記書面は、「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書」（以下「口座振替依頼書」）であり、都道府県労働局に備え付けられているほか、厚生労働省のホームページに掲載されている。

この口座振替依頼書には、口座振替を利用する口座について、「原則として、都道府県労働局にお届けの事業所名または代表者氏名と同一名義の預金口座をご指定ください。」と記載されている。しかし、図 2 の「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」を所轄労働局へ提出すれば、事業主名と異なる名義の口座を用いることができる。

口座振替を希望する事業主は、口座振替納付開始を希望する納期に応じて、各締切日までに、口座振替依頼書に必要な事項を記入するとともに事業主印を押し、金融機関を経由して所轄労働局へ提出する。

図 2 労働保険料等の口座振替納付に関する同意書（抜粋）

労働保険料等の口座振替納付に関する同意書		
労働保険特別会計歳入徴収官 殿		
平成 年 月 日		
口座名義人	住所	
	電話番号	
	口座名義人	㊟

※必ず金融機関への届出印を押印してください。

私は、「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書」に記載されている指定預金口座から、下記の事業主に係る労働保険料等を口座振替納付されることについて、同意します。

(3) 健康保険等及び労働保険の対比

口座振替等に係る健康保険等及び労働保険の対比は、表－1のとおりである。

表－1 口座振替等に係る健康保険等及び労働保険の対比

区分	健康保険等		労働保険	
名称	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
根拠法令	健康保険法	厚生年金保険法	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）	雇用保険法（昭和49年法律第116号）
目的	労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること	労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与すること	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をすため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与すること	労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ること
口座振替の根拠	健康保険法第166条	厚生年金保険法第83条の2	労働保険徴収法第21条の2第1項	
法の条文	厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。	厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。	政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料（以下この条において単に「労働保険料」という。）の納付（厚生労働省令で定めるものに限る。）をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。	
事業主名と口座名義が異なる場合の口座振替の可否	事業主名と異なっていると口座振替不可		口座名義人の同意書を添付する場合に限り、事業主名と異なっても口座振替可能	

（注）本表は、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法及び労働保険徴収法に基づき、当局が作成した。

4 健康保険等に係る被保険者数及び適用事業所数並びに保険料収納額

(1) 健康保険等に係る被保険者数及び適用事業所数

表-2 のとおり、健康保険に係る被保険者約 3,593 万人のうち、健保協会が管掌する被保険者は約 2,028 万人 (56.4%) となっており、厚生年金保険に係る被保険者は約 3,531 万人となっている。また、健康保険の適用事業所は約 166 万事業所、厚生年金保険の適用事業所は約 178 万事業所となっている。これらの被保険者及び適用事業所に係る保険料を日本年金機構が徴収している。

表-2 健康保険等に係る被保険者数及び適用事業所数

(単位：人、事業所)

区分	健康保険				厚生年金保険
		うち組保管掌	うち協会管掌	割合	
被保険者数	35,932,025	15,650,081	20,281,944	56.4%	35,308,721
うち公務	—	—	534,722	—	552,820
適用事業所数	—	—	1,660,232	—	1,776,228
うち公務	—	—	12,247	—	12,228

- (注) 1 本表は、「健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告」(平成 26 年 12 月厚生労働省保険局作成)及び「厚生年金保険業態別・規模別適用状況調」(平成 26 年 3 月厚生労働省年金局作成)に基づき、当局が作成した。
 2 健康保険については平成 25 年 10 月 1 日時点、厚生年金保険については平成 25 年 9 月 1 日時点のデータである。
 3 組保管掌は、健康保険組合の管掌を表す。
 4 協会管掌は、健保協会の管掌を表す。
 5 網掛けしている「協会管掌」及び「厚生年金保険」は、日本年金機構が保険料を徴収する。

(2) 健康保険等に係る保険料収納額

平成 25 年度における日本年金機構のブロック本部ごとの健康保険等に係る保険料の収納額は、表-3 のとおりであり、合計すると、健康保険が約 8 兆 606 億円、厚生年金保険が約 25 兆 472 億円となっている。

表-3 平成 25 年度におけるブロック本部ごとの保険料収納額

(単位：百万円、%)

ブロック本部名	健康保険			厚生年金保険		
	調査決定額	収納額	収納率	調査決定額	収納額	収納率
北海道	371,042	361,494	97.4	710,216	694,035	97.7
東北	602,795	587,433	97.5	1,142,003	1,115,777	97.7
北関東・信越	966,154	945,487	97.9	2,346,769	2,310,966	98.5
南関東	1,634,339	1,559,515	95.4	10,238,462	10,097,361	98.6
中部	1,259,282	1,232,921	97.9	3,285,221	3,240,799	98.6
近畿	1,537,826	1,496,897	97.3	4,096,576	4,024,709	98.2
中国	583,120	567,443	97.3	1,140,010	1,113,287	97.7
四国	302,255	295,968	97.9	559,629	548,860	98.1
九州	1,038,202	1,013,475	97.6	1,944,052	1,901,449	97.8
合計	8,295,013	8,060,633	97.2	25,462,938	25,047,243	98.4

- (注) 1 本表は、日本年金機構への確認結果に基づき、当局が作成した。
 2 百万円単位未満を四捨五入しているため、本表において合計が一致しない場合がある。

5 日本年金機構の業務運営に関する計画

日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 35 条の規定において、日本年金機構は、毎事業年度、業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。

同法第 35 条に基づき、平成 27 年度に日本年金機構が作成し、厚生労働大臣の認可を受けた計画では、次のとおり、口座振替の利用促進について定められている。

日本年金機構 平成 27 年度計画（抜粋）

I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策

(2) 厚生年金保険・健康保険等の徴収対策

① 行動計画の策定

厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成 27 年度行動計画を策定し、以下の取組を効果的・効率的に推進する。

行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。

また、上記目標の達成に取り組むほか、収納未済額の圧縮、滞納事業所の減少に着目して行動計画の取組を推進する。

② (略)

③ 口座振替の利用促進

口座振替を利用していない適用事業所については、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に勧奨する。

なお、同計画では、次のとおり、社会保険オンラインシステムの見直しについても定められている。

日本年金機構 平成 27 年度計画（抜粋）

II 業務運営の効率化に関する事項

5. 社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し

(1) 社会保険オンラインシステムの見直し

「公的年金業務の業務・システム最適化計画（平成 26 年 6 月厚生労働省改定）」の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。

① フェーズ 1 への対応

平成 29 年 1 月からの順次稼働（フェーズ 1）に向け、経過管理・電子決裁、統計・業務分析等、制度共通の事務処理機能の構築に、適切かつ確実に取り組む。

併せて、社会保障・税番号制度に関し、平成 28 年 1 月及び平成 29 年 1 月の 2 段階での実施に向けたシステム開発に、適切かつ確実に取り組む。

② フェーズ 2 への対応

社会保険オンラインシステム刷新（フェーズ 2）に向け、

・制度単位から被保険者単位のデータベースに見直し

・手作業処理のシステム化等適用、徴収業務等の見直し

・適用、徴収業務等の見直しを踏まえた統計・業務分析機能の強化を行うためのシステム開発に向けた準備に取り組む。

6 都道府県における健康保険等に係る保険料の納付方法等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 5 第 2 項の規定において、地方公共団体は、口座振替によって支出することができるとされている。当該規定を受け、各地方公共団体は、条例、規則等において、口座振替をすることのできる対象経費等を定めている。

当局において、10 都道府県を抽出し、健康保険等に係る保険料の納付方法等を調査したところ、表-4 のとおり、7 都道府県が現金納付、3 都道府県が口座振替を実施していた。

表-4 都道府県における健康保険等に係る保険料の納付方法等

区分	都道府県名	健康保険等の 保険料の納付方法	適用事業所 の単位	事業主	保険料納付事務 の集約有無		公共料金等の口座 振替の実施可否	
						保険料の納付者		口座名義人
現金納付	A	現金納付	各部局・ 各出先機関	各部局・ 各出先機関の長	○	本庁出納局 の職員	×	—
	B	現金納付	知事部局。 これ以外の機関 は各機関	知事部局は知事。 これ以外の機関 は各機関の長	○	知事部局等は本庁 総務事務センター の職員。 教育委員会及び警 察はそれぞれの機 関の職員	△	本庁出納局長 (電気代のみ口座 振替が可能)
	C	現金納付	各部局・ 各出先機関	各部局・ 各出先機関の長	○	本庁給与担当課 の職員	△	各部局・各出先機関 の資金前渡職員（電 気代等一部のみ口座 振替が可能）
	D	現金納付	教育委員会等一 部の部局以外は、 県	教育委員会等一 部の部局以外は、 本庁の総務担当 部局の課長	○	教育委員会等一部 の部局以外は、本 庁の総務担当部局 の課長	△	教育委員会等一部の 部局以外は、県会計 管理者（電気代等一 部のみ口座振替が可 能）
	E	現金納付	県	本庁総務事務 センター課長	○	本庁総務事務 センターの職員	○	本庁会計担当課長
	F	現金納付	各部局・ 各出先機関	各部局・ 各出先機関の長	○	本庁出納局 の職員	×	—
	G	現金納付	各部局・ 各出先機関	各部局・ 各出先機関の長	×	各部局・ 各出先機関の職員	○	各部局・ 各出先機関の長
口座振替	H	口座振替	県	本庁総務事務 センター長	○	本庁総務事務 センター長	○	本庁総務事務 センター長
	I	口座振替	知事部局、 各行政委員会等	知事部局の場合、 人事課長	○	知事部局の場合、 人事課長補佐	○	知事部局の場合、 人事課長補佐
	J	口座振替	各部局・ 各出先機関	各部局・ 各出先機関の長	×	各部局・ 各出先機関の出納員	○	各部局・ 各出先機関の出納員

(注) 本表は、当局の調査結果による。

7 関係機関の意見等

(1) 都道府県

ア K県L教育事務所

当事務所には健康保険等の被保険者が約 900 人いる。

毎月 23 日頃に納付書を受け取り、月末に正規職員と臨時雇用職員の二人が最寄りの金融機関（県本庁で会議がある場合などは県庁内の金融機関）で現金納付している（事故で払出請求書を紛失したり他人に使用されたりする可能性を考慮して、現在、二人で金融機関に行っている）。

当事務所では電気代などは口座振替しており、銀行に定期的に行かなければならないのは毎月 10 日の所得税（住民税含む）の納付と月末の健康保険等の保険料納付に限られており、特に月末は金融機関の繁忙日でもあるため 30 分程度待たされることが多い。その待ち時間は勤務時間に含まれるので、口座振替になると勤務時間が有効に使える。また、払出請求書を持ち歩くことによる紛失・盗難のリスクを軽減させるためにも口座振替の方がよい。

当県では、会計課長通知により、資金前渡者名義の口座から、口座振替によって公共料金を支払うことができる取扱いとしている。そこで、所轄の年金事務所から口座振替申出書を入手する際に、口座振替を資金前渡者で行うことの可否について相談したところ、不可という回答であった。

また、当事務所の公金口座を開設している銀行の支店へ、口座振替申出書の 1 枚目と 2 枚目に記入する名前（1 枚目を事業主である所長名、2 枚目を資金前渡者名（総務課長））を変えて提出できないか相談したところ、支店と本店営業部とで相談した結果、その状態の書類には確認印の押印は不可であるという回答であった。

（当局が調査したところ、他の都道府県でも同意見を有する教育事務所があった。）

イ C県給与担当課

当県では、本庁各課及び合同庁舎に入署する現地事務所に係る保険料については、当課において納付書を集約し、県庁内の指定金融機関において納付書払いをしている。当課において納付書を集約している所属は約 70 ヶ所、被保険者数は約 600 人である。

集約していない現地機関については、単独で、それぞれの機関が保険料を納付している。なお、集約していない現地機関の例としては、県立高校がある。

各適用事業所（各所属）から納付書の郵送を受けるのに日数（2、3 日）がかかることや、納付書を取りまとめることに手間がかかることから、毎月のことでもあるので、口座振替が可能となれば事務負担の軽減につながると考える。

ただし、当県では、口座振替の対象経費として保険料の納付が定められていないため、対応は難しいと考える。

ウ E県総務事務センター

当県では、県立高校等の一部の機関を除き一括適用を受けており、総務事務センターの職員が納付書を元に現金納付している。事業主は総務事務センター課長であり、被保険者数は約 500 人である。

電気代については口座振替を行っており、会計担当課長が口座名義人となっている。

当県では、口座振替といっても、常に銀行口座に資金を預託しているわけではなく、支出する都度、決裁をとった上で、口座振替日の前日に、必要額を預託する取扱いをとっており、納付書払いと口座振替とではあまり手間が変わらない。

また、総務事務センターの電算システムが納付書払いに対応しているため、口座振替を行うためには電算システムの改修が必要となる。そのため、当県では、口座振替を行うことについてメリットがあまりないと考える。

(2) 健康保険組合連合会組合支援事業部業務支援グループ

健康保険組合には、主に、単独の企業が設立した単一型健康保険組合（以下「単一組合」という。）と複数の企業が集まって設立した総合型健康保険組合（以下「総合組合」という。）がある。

単一組合の場合は、被保険者が、保険料を組合が指定する口座へ振込により納付する方式が主流であると認識している。一方、総合組合では、口座振込方式に加え、納付書払い及び口座振替の方式がある。また、総合組合の中には、事業主たる法人の名義とは別の名義口座（例：「株〇〇 総務部長〇〇 〇〇）からの口座振替を実施している組合があり、「納付が確実と認められるか」という観点により、組合の判断において実施しているものと認識している。

なお、口座振替は、総合組合と金融機関との間の契約に基づきその取扱いが決定されるが、総合組合では、年金事務所における口座振替のように全ての金融機関と契約しているわけではなく、特定の金融機関と契約しているのが実状である。

(3) 厚生労働省（労働保険関係）

ア M労働局労働保険徴収室

当局管内の適用事業所は、現在、約 2 万 6,000 事業所あるが、そのうち口座振替を行っているのは約 2,800 事業所となっている。口座振替を行っている事業所は増加傾向にある。

労働保険の口座振替は、同意書を提出することで適用事業所の事業主と引落口座事業主を別にするができるが、地方公共団体の他にも、適用事業所の事業主が支店長名、引落口座を本社社長の口座としている事業所があり、適用事業所の事業主と引落口座の名義人を別にしてしている件数はそれほど少ないわけではない。

また、システム上、金融機関に適用事業所名称、金額、引落口座名義、口座番号を連絡する仕様となっている。

イ 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

① 口座振替を開始した経緯

口座振替納付が各種料金等の簡便かつ確実な納付方法として普及していることに鑑み、「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」（昭和 61 年法律第 59 号）により労働保険徴収法第 21 条の 2 の規定を設け、同規定の施行日である昭和 63 年 4 月 1 日から口座振替の取扱いが可能となり、試行を経て平成 2 年 11 月 30 日振替分から本格実施となった。

② 事業主名と異なる名義の口座でも口座振替を可能とした経緯

口座振替開始当初は、労働保険事務組合による納付のみを口座振替の対象としていたところ、平成 23 年度第 3 期納付分（口座振替納付日：平成 24 年 2 月 14 日）から、事務組合に労働保険手続を委託していない個別事業主に対しても口座振替の利用を拡大することとした際、個別事業主の納付実態（子会社に係る労働保険料を親会社が納付）に鑑みて、事業主名と異なる名義の口座を振替指定口座とする需要が想定されたことから、同取扱いを可能とした。

③ 事業主名と異なる名義の口座で口座振替を可能とする際に想定された問題

事業主と口座名義人が異なる場合、口座振替依頼書の作成名義は事業主であるため、口座名義人の納付意思が確認できず、また、口座名義人には労働保険料の納付義務がないため、その納付が確実とは認められず、口座振替の申出を承認できない。

④ 上記③の問題への対応策

労働保険料の納付義務のある事業主と指定口座の名義人が異なっている場合、口座名義人名義の口座から労働保険料を納付することについて、口座名義人の同意書を徴することとした。

(4) 厚生労働省年金局事業管理課

健康保険料及び厚生年金保険料（以下「社会保険料」という。）を口座振替により納付する場合、事業主とは異なる者の名義の口座の利用は認めていない。

社会保険料の納付義務は、健康保険法第 161 条及び厚生年金保険法第 82 条において、被保険者と事業主が折半し、事業主が納付する義務を負うことが規定されている。

このため、納付義務を負わない第三者名義の口座の利用を認めた場合、社会保険料の納付の責任を当該口座の名義人に負わせることとなり、法律により規定された納付義務者の概念を形骸化するものと考えられる。

また、社会保険料は、毎月、納付義務が発生し、月々の保険料額（被保険者の報酬の約 3 割相当）は被保険者数の増減や標準報酬月額の変動等により変動する要素もあり、このような高額かつ変動しうる社会保険料を、納付義務者とは異なる者の名義の口座に振替することは、当該口座の名義人に対して過重な負担が課されることとなり、また、滞納リスクが高まるおそれもあり、適当ではないものと考えられる。

さらに、納付義務者から口座振替による納付の申出があった場合には、健康保険法第 166 条及び厚生年金保険法第 83 条の 2 の規定により、その納付が確実と認められ、か

つ、その申出を承認することが社会保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができることとされている。

仮に、納付義務者とは異なる者の名義の口座の利用を認めた場合、当該口座を利用することが納付を確実にし、かつ、徴収上有利となると判断するためには、事業主に対する調査に係る事務に加えて、当該口座の名義人の資力調査等が必要になると考えられ、事務量の増大を招くことにつながる。また、事業主と当該口座の名義人との間のトラブル等により納付が滞る場合も想定されることから、そのような場合に事業主の責任と当該口座の名義人の責任がどう分担されるかについての調整や、滞納処分等をどちらに対してどう執行するかなど複雑な問題が多く発生することも考えられる。さらには、新たに当該口座の名義人の情報を社会保険オンラインシステムにおいて管理しなければならなくなることから、システム等の改修が必要となり、予算上の問題等も発生することとなる。

なお、労働保険料の保険料納付においては、納付義務者とは異なる者の名義の口座の利用が認められているとのことであるが、労働保険料は社会保険料に比して低額であるうえ、毎月納付するものではないことなど納付の仕組みも異なり、口座振替率も異なる。また、納付に係る事務を労働保険事務組合に委託することで運用されてきたという制度上の背景等があり、一概に口座振替において同様に取扱うべきということにはならないものと考えている。

以上のことから、口座振替において納付義務者ではない者の名義の口座を認めることは、適当ではないものと考えている。

なお、社会保険料の口座振替率（平成 25 年度において約 83%）及び保険料収納率（平成 25 年度において約 98%）がそれぞれ 8 割及び 9 割を超えている現状の中で、本件相談のような、納付義務者とは異なる第三者の名義の口座の利用を認めてほしいといった旨の要望がこれまで当省に寄せられたことは把握していない。

(5) 日本年金機構

ア N年金事務所厚生年金徴収課

社会保険事務所時代には、所長が歳入徴収官であったが、現在は、厚生年金保険料の歳入徴収官は厚生労働省年金局事業管理課長となっているため、年金機構としてはこのような要望があっても対応できる立場にない。

県や市町村の部局等で資金前渡者が置かれている厚生年金保険の適用事業所は、現金納付をいただいているところがほとんどとなっている。公共団体のほかに、事業主と引落口座名義を別にしたいという要望を聞いたことはない。規則上できないし、システムも、現在、口座振替の依頼を金融機関に行う際は、適用事業所（事業主名）、口座番号及び金額の連絡しかできず、口座名義人を別にしてそれについて金融機関に連絡するためにはシステムの改修が必要となると思われる。

なお、保険料の口座振替については、厚生年金保険法施行規則及び健康保険法施行規則並びに口座振替申出書に基づき処理を行っている。

イ 日本年金機構本部厚生年金保険部徴収企画指導グループ

次の①及び②を理由として、事業主名と口座名義が同一でなければ口座振替を認められない。

- ① 厚生労働省年金局事業管理課と同様の理由
- ② 口座振替事務を委託している金融機関の関係団体と当機構が協議して定めた「社会保険料の預金口座振替取扱要領」では、指定預金口座について「事業主等（注）名義の普通預金、当座預金」とされ、「他人名義の口座を指定した場合は、取扱わないものとする」と規定されており、当機構限りでは、同規定を変更することができないこと。

（注）事業主等とは、健康保険等の適用事業主及び船員保険等の適用船舶所有者のことである。

(2) 後期高齢者医療等に係る保険料の還付の促進（新規案件）

1 相談内容

平成 20 年から 24 年の 5 年間に給付された母の厚生年金に過払い（約 120 万円）が生じていたため、母は、25 年 5 月に日本年金機構に過払い分を返還した。この返還により、過去 5 年間の母の所得額が更正され、それに伴い市町村民税（以下「個人住民税」という。）額も見直され、払い過ぎとなった個人住民税が母に還付された。

しかし、所得額に基づき賦課される母の後期高齢者医療の保険料については、過去 2 年間の保険料しか見直されず、還付金も過去 2 年間分しか還付されなかった。母の後期高齢者医療の保険料についても、所得税や地方税と同様に過去 5 年間分について遡及して還付してほしい。

(注) 1 本件は、島根行政評価事務所が受け付けた相談事案である。

2 相談者の後期高齢者医療に係る保険料については、平成 26 年度に A 県後期高齢者医療広域連合が平成 21 年度まで遡って減額賦課の決定を行い、約 6 万円が還付されている。

2 後期高齢者医療

(1) 制度の概要

ア 保険料の徴収等の仕組み

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づく、後期高齢者の医療の制度(以下「後期高齢者医療制度」という。)における保険料の徴収等については、次のような仕組みとなっている。

(ア) 後期高齢者医療制度の運営主体等

後期高齢者医療制度の運営主体は、高齢者医療確保法第 48 条において、都道府県ごとに設置され都道府県内の全ての市町村が加入する広域連合（「後期高齢者広域医療連合(以下「医療広域連合」という。）」）(注)とされている。

(注)地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 3 項に基づき、市町村の事務を広域にわたり共同で処理するために設置した「特別地方公共団体」である。

市町村は、高齢者医療確保法第 104 条第 1 項において、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされており、また、同法第 105 条において、徴収した保険料は医療広域連合に納付することとされている。

(イ) 保険料額の算定

保険料については、高齢者医療確保法第 104 条第 2 項において、医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であること、政令で定める基準に従い医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額が課されることとされている。

政令で定める保険料の算定に係る基準については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号。以下「高齢者医療確保令」という。)において、保険料の賦課額(以下「保険料」という。)は、被保険者につき算定した所得割額

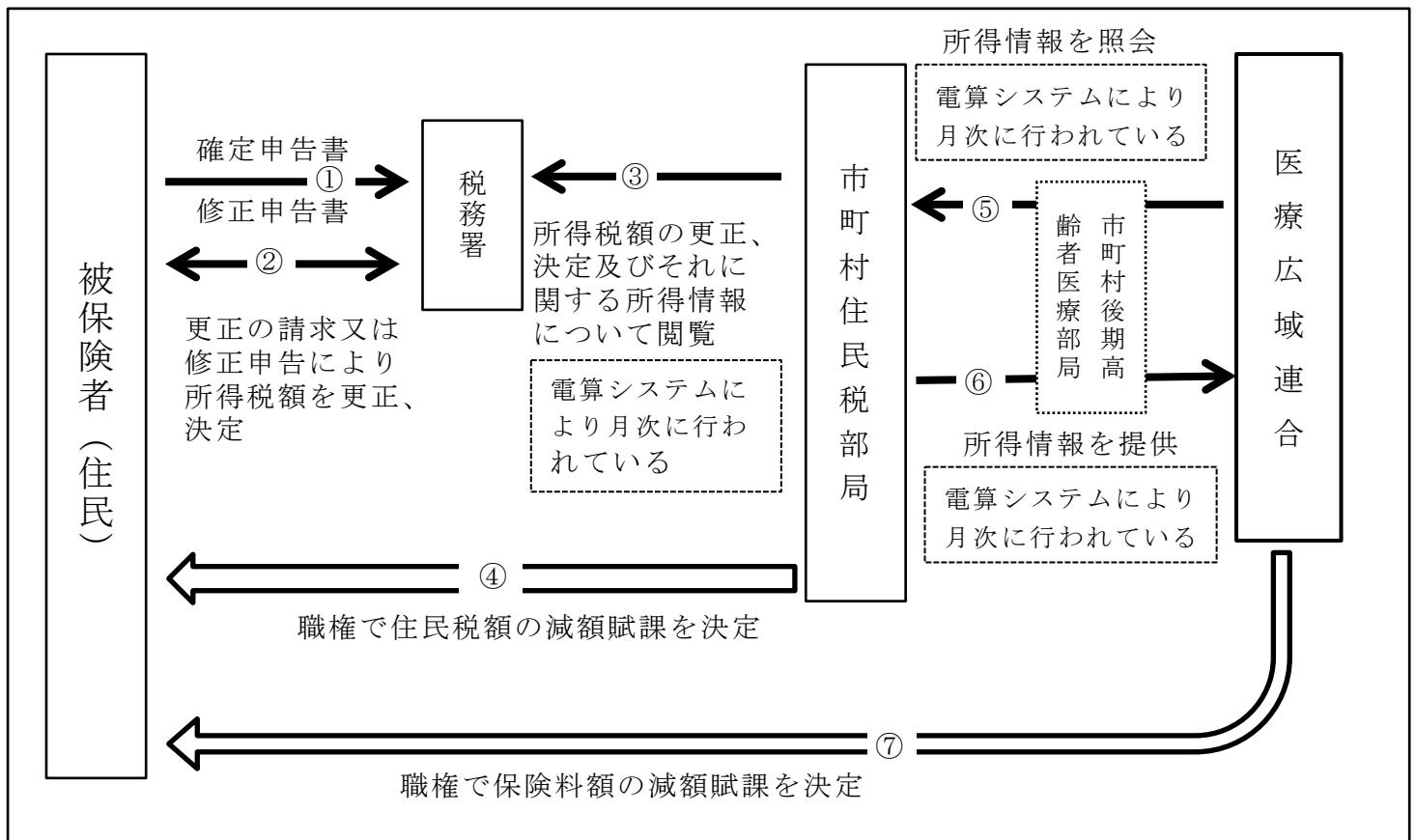
及び被保険者均等割額の合計額とすること、その所得割額については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項を基に算出した、基礎控除後の総所得金額等に基づくこと等が規定されている。

このため、被保険者等が既に申告した所得に増減が生じると、保険料についても増減が生じることがある。

イ 個人住民税額及び後期高齢者医療の保険料の減額、還付の仕組み等

相談者は、過去 5 年間の所得額の更正により、過去 5 年間の個人住民税額が減額され、過納となった額が還付された一方、後期高齢者医療の保険料については過去 2 年間の保険料しか減額されず還付されなかったとしている。個人住民税及び後期高齢者医療の保険料の減額、還付の仕組み、手続き等についてみると、次のとおりである（図参照）。

図 医療広域連合における保険料の減額賦課決定の流れ



(注) 本図は、当局が作成した。

(ア) 個人住民税

個人住民税については、地方税法において、減額の手続きに関する規定はないが、同法第 17 条において、「地方公共団体の長は、過誤納に係る地方公共団体の徴収金があるときは、政令に定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない」とされている。

市町村の住民税担当部局は、税務署が保有する所得税の更正、決定等に係る所得の情報を閲覧し、個人住民税額の減額の賦課決定をすることとなる。

(イ) 保険料

後期高齢者医療の保険料の減額や還付については、高齢者医療確保法はじめ後期高齢者医療に係る法令上に規定はなく、地方自治法第 231 条の 3 の規定に基づき、地方税法の例によっている。このため、保険料についても過誤納があれば、地方税法 17 条の規定に基づき、遅滞なく還付しなければならない。

医療広域連合による保険料の減額賦課の決定は、市町村の後期高齢者医療担当部局を通じて、市町村の住民税担当部局に照会して得られた被保険者の所得の減額に係る情報を基に行われている(以下「情報連携」という。)

また、当該決定による還付金については、市町村が納付義務者に通知し、還付することとされている。

ウ 個人住民税及び後期高齢者医療の保険料の減額賦課の期間制限

個人住民税額及び後期高齢者医療の保険料の減額賦課の期間制限についてみると、次のとおり、個人住民税額については 5 年、後期高齢者医療の保険料については、現行、厚生労働省が医療広域連合等に宛てた通知(平成 26 年 8 月 6 日)に基づき平成 26 年度までに賦課決定された保険料は期間の制限に服さない取扱いとなっている。

(ア) 個人住民税

個人住民税額の減額賦課の期間制限は、地方税法第 17 条の 5 第 4 項において、「地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、(略)法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まですることができる」とされている。

市町村では、所得税額の更正等の期間制限の期間が 5 年とされていることとの均衡を図る観点及び納税者の利益を図る観点から、減額賦課の期間制限を 5 年とする取扱いが行われているとされている。

(イ) 保険料(平成 26 年度以前に賦課決定したもの)

後期高齢者医療の保険料の減額賦課の期間制限については、高齢者医療確保法等法令上の規定はないが、従前、厚生労働省では、「平成 22 年 12 月 3 日高齢者医療課発出 Q&A」において、2 年とする解釈を示していた(表-1 参照)。

しかし、後述エのとおり、後期高齢者医療と同様に法令上減額賦課の期間制限や消滅時効に係る規定がなかった介護保険の保険料について、平成 25 年 5 月に、減額賦課については期間制限に服さないとする R 高等裁判所(以下「R 高裁」という。)の判決が確定した。これを受け、厚生労働省は、平成 26 年 8 月 5 日付けで後期高齢者医療の保険料についても同様の取扱いになると解されるとする通知を都道府県に宛てて発出している。

なお、その後、平成 26 年 6 月の高齢者医療確保法改正により、27 年 4 月 1 日以降に賦課決定する保険料については、減額賦課の期間制限が 2 年とされた。しかし、平成 26 年度以前に賦課決定された保険料については、減額賦課については期間制限に服さないとする厚生労働省の通知が適用される。

表-1 後期高齢者医療の保険料の減額賦課の期間制限についての厚生労働省の解釈

区分 事項	平成 26 年 7 月以前	現行（平成 26 年 8 月～）	
		平成 26 年度以前の保険料	平成 27 年度以降の保険料
対象の保 険料			
解釈	法令上、期間の制限又は消滅時効に係る規定は存在しないが、徴収権について 2 年間の消滅時効の期間を設けていることに鑑み、賦課権についても 2 年間の期間制限があるものと解される。	介護保険料減額更正請求事件の判決が確定し、減額賦課について期間制限に服さないこととされた。このため、後期高齢者医療の保険料についても同様の取扱いになると解される。	保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。
上記の根 拠	平成 22 年 12 月 3 日厚生労働省高齢者医療課による Q&A	「保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて」（平成 26 年 8 月 5 日付け保高発 0805 第 1 号。都道府県後期高齢者医療主管課（部）長・都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長宛て厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）	高齢者医療確保法第 160 条の 2

（注）厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。

エ 介護保険料減額更正請求事件の判決

介護保険の保険料の減額更正については、被保険者が B 市に対し、2 年を超えて保険料を減額更正するよう訴えを提起した「介護保険料減額更正請求事件」がある。この事件については、次のとおり、平成 25 年 5 月 27 日に最高裁判所(以下「最高裁」という。)において B 市の控訴が棄却され、保険料を減額賦課する場合には、期間制限には服さないとする判決が確定している。

【事件の概要】

介護保険の被保険者が B 市に対し、2 年を超えて保険料を減額更正するよう訴えを提起し、平成 23 年 1 月 28 日に地方裁判所において「保険料を減額更正する場合には、期間制限には服さない」との判決が下された。

その後、B 市が高裁に上告したが、平成 23 年 8 月 30 日、控訴を棄却する判決が下され、25 年 5 月 27 日、最高裁においても、B 市の控訴が棄却され、保険料を減額更正する場合には、期間制限には服さないとする判決が確定した。

なお、確定した高裁の判決文には、「控訴人の見解に立脚した場合に減額更正すべき件数が増大するとの主張に至っては、法令の解釈により減額更正が可能なのであれ

ば、処分行政庁において減額更正をすべきであることは当然であって、(略)主張自体失当である。」といった理由が述べられている。

(2) 平成 26 年度末までに賦課した保険料の減額賦課の決定及び還付の状況

ア 47 医療広域連合の取組状況

平成 26 年 8 月に厚生労働省は、「保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて」(平成 26 年 8 月 5 日付)において、後期高齢者医療の保険料についても減額賦課について期間制限に服さない取扱いになると解されることを医療広域連合及び都道府県に通知している。

これを受けた全国 47 都道府県医療広域連合における平成 26 年度までに賦課決定した保険料に係る減額賦課の取組状況をみると、44 の医療広域連合においては、後期高齢者医療制度が開始された平成 20 年度の保険料まで遡及して、又は遡及期間を住民税の減額賦課の制限期間である 5 年として保険料の減額の賦課決定をすることとして、還付金の還付に取り組んでいる。ただし、医療広域連合によっては、現状において一部の市町村について 2 年を超えて遡及することができない状況となっているところがある。

なお、この保険料額の減額の賦課決定に際して、医療広域連合では、2 年を超えて遡及する保険料額の減額の賦課決定に必要な所得情報について、市町村の住民税担当部局にその提供を求めているが、一部の医療広域連合においては、2 年を超えて遡及する保険料の減額の賦課決定に必要な所得情報を有していたとしている。

一方、残る 3 医療広域連合(C、D 及び E)における減額賦課の期間については、現行の医療広域連合の後期高齢者医療システムと市町村の課税部局の住民税課税システムとの情報連携ができないこと、又は市町村の後期高齢者医療部局の徴収事務に混乱を引き起こすことを理由に、原則 2 年とする取扱いとなっている(後述イ参照)。

イ 個別の医療広域連合における取組状況

当局が 5 医療広域連合(C、D、E、F 及び G)における減額賦課の決定の取扱いを調査したところ、次のとおり、厚生労働省から減額賦課について期間制限に服さない取扱いになることの通知が発出されているにもかかわらず、2 年を超えて減額賦課の決定が行われていない医療広域連合がみられた(表-2 参照)。

- ① 厚生労働省の通知(平成 26 年 8 月)に基づき、通知日前から 2 年を超え 20 年度まで遡及し減額賦課の決定が行われている(F 及び G)。
ただし、D 医療広域連合においては、一部の市町村の被保険者に係る保険料について上記の減額賦課の決定が行われていない。
- ② 減額賦課の決定については、被保険者からの申出がない限り 2 年とする(D 及び E)。
- ③ 減額賦課の決定については、2 年である(C)。

表-2 抽出調査した医療広域連合における取組状況

医療広域連合名	平成26年度月別被保険者数	平成20～24年度の年間平均賦課決定件数	2年を超えて遡及し減額賦課する場合の取扱い	左欄「減額賦課の取扱いの状況」の理由又は特記事項
F	約16万人	約16万件	厚労省の通知(平成26年8月)を受け、平成20年度まで遡及し減額賦課の決定(328件(約95万円))	全市町村に対し、平成20年度まで遡って減額賦課の対象になるとみられる被保険者等の所得情報を提供するよう依頼し、提供された所得情報を基に、減額賦課の決定が行われている。 F医療連合では、「 <u>県内全ての市町村の後期高齢者医療部局において、職員の手作業により、住民税部局から減額賦課の決定に必要な被保険者の所得情報を把握し、当該情報が提供された</u> 」としている。
G	約94万人	約88万件	平成20年度まで遡及し減額賦課の決定(2,159件(約5千万円))しているが、一部の市町村については、減額賦課が行われていない	ただし、G医療連合は、使用している後期高齢者医療システムでは、還付に係る事務処理ができないとの報告があった市町村については、減額賦課の決定が行われていない。 このため、G医療連合が減額賦課の対象となる保険料を把握しているにもかかわらず、一部の市町村の被保険者には、還付金が還付されていない(740件2,254万円(注2))。 一方、G医療連合に加入するR市は、同市の後期高齢者医療システムでは還付に係る事務処理ができないものの、手作業で還付金の還付事務処理を行い、還付金を還付している。
D	約133万人	約118万件	減額賦課を行っていない ただし、市町村から申出がある場合に限り、減額賦課を行っている	現行の後期高齢者医療システムには過去6年間の所得情報があるが、システム上の減額賦課の決定は、遡及期間が2年である。当該システムで、遡及期間が2年を超えて減額賦課を行う場合、減額のみならず増額の賦課決定も行われることになり、市町村の保険料徴収事務に混乱を引き起こすことが想定される。 ただし、D医療連合では、市町村から申出がある場合に限り、2年を超えて減額賦課の決定を行うとしている。しかし、これについて市区町村に周知していない。このため、例えば、ある区では、賦課決定から2年を経過した保険料についても、減額賦課できることを承知していない。
C	約29万人	約30万件	減額賦課を行っていない	C医療連合の後期高齢者医療システムには過去6年間の所得情報があるが、D医療連合と同様の理由により減額賦課の決定は行われていない。
E	約60万人	約59万件	減額賦課を行っていない	E医療連合では、平成26年9月から同年12月にかけて、20年度まで遡及して減額賦課の決定を行うことについて検討されていたが、人口規模が大きい3市から「遡及期間が2年を超える所得情報については、市の後期高齢者医療システムと住民税部局の課税情報システムとの間で情報連携できない」といった回答があったため、27年8月1日現在、当該検討は中断されている。

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 740件(2,254万円)の中には、還付できない保険料(不能欠損処理されている保険料で、例えば、滞納繰越分の保険料について滞納者が死亡し、その遺留財産がないとき)も含まれている。

3 介護保険

(1) 制度の概要

ア 保険料等の徴収等の仕組み

介護保険の保険者である市町村は、介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項の規定において、「介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」とされている。

イ 保険料の算定

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料については、介護保険法第129条2項において、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料が課されることとされている。

政令で定める基準については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)により、被保険者の課税所得層の9段階(注)に区分し、それぞれの所得段階の基準額に一定の割合を乗じて算定される額とすることとされている。

(注)標準的な所得段階で市町村が条例で細分化等できる。

このため、被保険者等が既に申告した所得に増減が生じると、保険料についても増減が生じることがある。

ウ 保険料の減額、還付の仕組み等

介護保険の保険料の減額や還付に関しては、後期高齢者医療と同様に法令上に規定はなく、地方自治法第231条の3の規定に基づき、地方税法の例によっている。保険料について過誤納があれば、地方税法17条の規定に基づき、遅滞なく還付しなければならない。

還付の前提となる市町村による介護保険の保険料の減額賦課の決定は、市町村の介護保険担当部局が、当該市町村の住民税担当部局に照会して得られた被保険者の住民税額の減額賦課の決定に係る所得の情報を基に行われている(図参照)。

(2) 保険料の減額賦課の期間制限

介護保険の保険料に係る減額賦課の期間制限について、厚生労働省は、平成14年6月、全国介護保険担当課長会議の資料において「賦課権についても、消滅時効の期間等に鑑み、2年の期間制限によるものと解される」としている。

しかし、平成25年5月に最高裁において「減額賦課については期間制限に服さない」とする判決が確定したことを受け、25年6月に「第1号被保険者の保険料を徴収する権利の消滅時効の2年を超えて、遡って保険料賦課額を減額できる。」とする通知を都道府県に宛てて発出している(表-4参照)。

その後、平成26年6月の介護保険法改正により、27年4月1日以降に賦課決定する保険料については減額賦課の期間制限が2年とされたが、26年度以前に賦課決定された介護保険の保険料の減額については、期間の制限に服さない取扱いとなる。

表-3 介護保険の保険料の減額賦課の期間制限についての厚生労働省の解釈

区分 事項	平成 25 年 6 月以前	現行（平成 25 年 7 月～）	
		平成 26 年度以前の保険料	平成 27 年度以降の保険料
対象保険料			
解釈等	保険料の徴収権は、2年の消滅時効が適用されるのに対し、徴収の前段階である賦課決定や更正については、法律上、期間についての定めがなされていないが、賦課権についても、消滅時効の期間等に鑑み、2年の期間制限によるものと解される。	第1号被保険者の保険料賦課額については、地方税の課税標準の減額等が行われた場合には、介護保険法第200条第1項に定める保険料を徴収する権利の消滅時効の2年を超えて、遡って保険料賦課額を減額できる。	保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない。
上記の根拠	全国介護保険担当課長会議（平成14年6月4日開催の資料No.2）	「保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて」（平成25年6月14日付け老介発0614第2号都道府県介護保険療主管部（局）長宛て厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）	介護保険法第200条の2

（注）本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。

(3) 保険料の減額賦課の決定及び還付の状況

ア 抽出調査した市町における取組状況

市町村の介護保険部局においては、保険料の減額賦課を決定する場合、住民税部局に個人住民税の減額賦課の決定に関する所得情報等を照会し、当該情報を基に保険料の減額賦課の決定が行われ、被保険者に還付金が還付されている。

今回、抽出した22市町村について、平成27年3月31日までに賦課決定した保険料に係る減額賦課の取組状況を調査したところ、表-4のとおり、3市（H市、I市及びB市）を除く、19市町において、保険料に減額賦課の事由が生じているにもかかわらず、還付金が還付されない事態が生じているとみられる。

過去に賦課決定した保険料について2年を超えて遡及して減額賦課の決定を行わない理由について、19市町では、次のような理由を挙げている。

- ① 現行の介護保険システムでは、住民税部局が2年を超えて遡及して減額賦課の決定を行った所得について情報連携ができず、介護保険システムの改修が必要なこと
- ② 厚生労働省の通知（平成26年6月）では、「2年を超えて保険料を減額賦課できる」とされており、「減額賦課しなければならない」とは解されないこと

表-4 平成26年度までに賦課決定した介護保険の保険料に係る減額賦課の取扱い

2年を超えて遡及して保険料を減額賦課する場合の取扱い	市町数	市町村名	取扱いの理由
全て減額賦課	3	B市、H市、I市、	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の通知（H26.8.5）による（3市全て） 「介護保険減額更正請求事件」判決確定による（B市）
平成24年度以前保険料は、申出があれば対応、25年度以降の保険料は、5年以内であれば減額賦課	5	J市、K市、L市、M市、N 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システムの改修が必要（J市、K市、L市、M市、N広域連合） 厚生労働省の通知（H.25.6.14）以前に賦課決定した保険料は、対応の必要性なしと判断（J市、K市、L市、M市）
申出があれば対応	9	F市、O市、P市、Q市、R 市、S市、T市、U市、V 市、	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システムの改修が必要（9市全て） 県から厚生労働省では保険者の判断で対応可としていると説明された（F市、P市）
対応未定（減額賦課していない）	1	X町	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の通知（H.25.6.14）に基づき遡及期間は2年でも構わないと判断（X町） 申出がないため、対応方針の検討に至っていない（X町）
減額賦課しない	4	Y市、Z広域連合、Aa市、 Ab市	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システムの改修が必要（4市等全て） 保険料の徴収権の時効（2年）と均衡を図る（Y市、Z広域連合、Aa市）
計	22		

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 Ac市及びAd町における介護保険に係る事務については、それぞれ所属する「N広域連合」及び「Ac広域連合」において実施されているため、当該医療広域連合を調査対象とした。

減額賦課の期間制限を5年として、平成20年度まで遡及し減額賦課の決定を行っている市町の例と、一方で、2年より前に賦課決定した保険料の減額賦課について遡及期間に制限がある市町がみられる。それらの例を挙げると、次のとおりである。

○ 平成20年度まで遡及し減額賦課の決定を行ったところ

【事例1】

B市では、平成26年度までに賦課決定した保険料について、介護保険料減額更正請求事件の判決確定及び厚生労働省から発出された都道府県宛での通知により、期間の制限なく減額賦課を行うこととし、26年度に、住民税担当部局に照会して得られた被保険者の20年度以降の個人住民税の減額の賦課決定に係る所得情報を基に、27年5月に20年度以降の保険料について一括で減額賦課の決定を行い、還付を通知(還付通知対象者244人、還付金額8,290千円)した。

なお、実施に当たっては、平成26年度に介護保険システムを改修(費用約1千万円)した。

○ 2年より前に賦課決定した保険料の減額賦課について遡及期間に制限がある例

【事例2】

M市は、減額賦課の期間を5年とし、平成26年4月に介護保険システムを改修しているが、25年6月より前に賦課決定した保険料については、減額賦課の期間を従前どおり2年としており、5年としていない。

同市が25年6月より前に賦課決定した保険料について減額賦課の期間を2年のままとした理由については、厚生労働省の通知(平成25年6月)以後に賦課決定した保険料が5年の対象になると解していることによる。

なお、M市では、平成25年6月以前の賦課した保険料であっても、申出があれば、期間の制限なく減額賦課の決定が行われることになっているが、この方針を被保険者に周知することは行っていない。

システム改修に関し、M市は、平成25年6月より前に賦課決定した保険料について減額賦課の期間を5年とすることは可能であったとしている。

【事例3】

Y市は、平成26年度以前に賦課決定された保険料についても、減額賦課の期間を2年としている。同市は、その理由について、平成27年度以降に賦課決定された保険料の賦課の期間制限が2年とされていることとの均衡を図る観点としている。

平成27年8月1日現在において、賦課決定日から2年を経過している保険料については、減額の申出があっても減額賦課の決定を行うこととしていない。その理由について、同市は、申出がない被保険者との間に不公平が生じることを挙げている。

4 国民健康保険

(1) 制度の概要

ア 保険料等の徴収の仕組み

国民健康保険(以下「国保」という。)の保険者である市町村は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)第76条の規定において、「国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない」とされている。ただし、地方税法第703条の4の規定による国民健康保険税(以下「国保税」という。)を課するときは、この限りでないとしている。

イ 保険料の算定

国保の保険料については、国保法第81条において、政令で定める基準に従い、市町村が定める条例によることとされている。

政令で定める基準については、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)において、被保険者及びその世帯の構成員の「所得割額」及び「被保険者均等割額」等の合計額等とすること、その所得割額については、地方税法第314条の2第1項を基に算出した、基礎控除後の総所得金額等に基づくことが規定されている。

このため、被保険者等が既に申告した所得に増減が生じると、保険料についても増減が生じることがある。

ウ 保険料の減額、還付の仕組み等

国保の保険料の減額に関しては、後期高齢者医療及び介護保険と同様に法令上に規定はなく、地方自治法第231条の3の規定に基づき、地方税法の例によっている。保険料について過誤納があれば、地方税法17条の規定に基づき、遅滞なく還付しなければならない。

国保の保険料の減額や還付について、厚生労働省は、「国民健康保険税(料)の減額に伴う事務の取扱について」(昭和38年10月16日付け保険発第110号各都道府県民生部(局)長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知)において、地方税法第17条の規定に準じて還付金を還付することを都道府県に通知している。

国保の保険料の減額賦課の決定は、市町村の国護保険担当部局が、当該市町村の住民税担当部局に照会して得られた被保険者の所得の減額更正等に係る情報を基に行われている(図参照)。

(2) 保険料の減額賦課の期間制限

国保の保険料の減額賦課の期間制限については、国保法等の法令上の規定はないが、平成17年版の「国民健康保険質疑応答集」において、「国保税における取扱いにかんがみ、国保法第110条に規定する時効期間経過後であっても減額更正を行うのが妥当である」とする解釈(注)が示されている(表-5参照)。

(注)「国民健康保険質疑応答集」に掲載する解釈について、発行元の株式会社ぎょうせいでは、厚生労働省国民健康保険課に確認しているとしている。

国保法110条の時効に関する規定は、「保険料その他この法律の規定による徴収金

を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する」とするものである。

なお、厚生労働者は、当該解釈を地方公共団体に通知しておらず、照会あれば当該解釈を示している(注)。

(注) 北海道においては、厚生労働省に照会した結果を踏まえ、平成 18 年 11 月に道内市町村に対し、「国保税との取扱いの均衡に鑑み、減額賦課は 5 年として取り扱うべきものであること」との通知が行われている。

【国民健康保険質疑応答集～抜粋～】

① 税の場合

地方税法第 17 条の 5 第 2 項により減額更正は 5 年間の期間制限があるので、法定納期限から 5 年を経過しない範囲において減額更正を行うべきである。

② 料の場合

料については、特段減額更正について期間を制限する規定はないが、国保税における取扱いにかんがみ、国保法第 110 条(注 1)に規定する時効期間経過後であっても減額更正を行うのが妥当である。

なお、減額更正にかかる過誤納金の還付請求権の消滅時効の起算日は、更正通知書又は還付通知書の送達の日であった日の翌日である。

(注) 1 現行の国保法では、第 110 条第 1 項の規定において、「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する」と規定されている。

2 株式会社ぎょうせいが、厚生労働省に寄せられた国保の解釈等に関する質疑事項及びその回答をまとめたものを発行し、毎年、同省の監修の基、質疑事項等が加・除されている。

その後、平成 26 年 6 月の国保法改正により、27 年 4 月 1 日以降に賦課決定する保険料については、減額賦課の期間制限が 2 年とされたが、26 年度までの保険料については、減額賦課の期間制限に係る法令上の規定がなかったことから、上記厚生労働省の解釈である 5 年が適用されるものとなっている。

介護保険の保険料に関して、平成 25 年 5 月に最高裁において「減額賦課については期間制限に服さない」とする判決が確定しているが、厚生労働省は、この判決を踏まえ、国保に係る減額賦課の期間制限に関する解釈を改めて示すことはしていない。その理由について、厚生労働省は、国保の運営主体である各保険者において、関係法令を踏まえて適切に対応いただくものであるとしている。なお、参考情報として、「保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて」(平成 25 年 6 月 14 日付老介発 0614 第 2 号)を各都道府県宛に送付している。

表－5 保険料の減額賦課の期間制限についての厚生労働省の解釈等

対象保険料	平成 26 年度以前の保険料	平成 27 年度以降の保険料
厚生労働省の解釈	国保税における取扱いに鑑み、国保法第 110 条に規定する時効期間経過後であっても減額更正を行うのが妥当である	保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においてははすることができない。
上記の根拠	(保険者に対する通知・周知は行われていないが、民間会社が発行した本に記載がある(注)2)。	国保法第 110 条の 2

(注) 1 厚生労働省の資料及び「国民健康保険質疑応答集」に基づき当局が作成した。

2 平成 17 年版の「国民健康保険質疑応答集」(株式会社ぎょうせい発行)に記載がある。発行元のぎょうせいによれば、「国民健康保険質疑応答集」については、厚生労働省国民健康保険課に監修されているとしている。

(3) 保険料の減額賦課の決定及び還付の状況等

ア 抽出調査した市町における取組状況

市町村の国保部局では、保険料の減額の賦課決定をする場合、住民税部局に対し、個人住民税額等の減額賦課の決定等に関する所得情報等を照会する方法により、保険料の減額の賦課決定に必要な所得情報等を把握し、減額の賦課決定等を行うこととしている。

減額の賦課決定をした場合には、厚生労働省から都道府県に宛てた通達(昭和 38 年 10 月 16 日)に基づき、被保険者に還付金を還付している。

今回、抽出調査した 20 市町について、平成 27 年 3 月 31 日までに賦課決定した保険料に係る減額賦課の期間制限に関する取組状況をみると、表－6 のとおり、減額賦課の期間制限を 2 年としている市町が 14 市町ある。これら市町においては、減額賦課の事由が生じているにもかかわらず、還付金が還付されない事態が生じているものとみられる(表－6 参照)。

減額賦課の期間制限を 2 年としている理由について、抽出調査した市町では、次の理由を挙げている。

- ① 国保に係る厚生労働省の減額賦課の期間制限の解釈を承知していなかったこと
- ② 減額賦課の期間制限を少なくとも 5 年とすべきと考えているが、現行の国保システムでは、住民税課税部局が持つ所得情報との連携が図れず、また、当該システムの改修費用が高額になること

なお、減額賦課の期間制限を 2 年としている市町からも、仮に、減額賦課の期間制限を 5 年に見直した場合、現行の国保システムでは対応できないことから、改修が必要になるとする意見があった。

表-6 平成26年度までに賦課決定した国保の保険料に係る減額賦課の取扱い

2年を超えて遡及して保険料を減額賦課する場合の取扱い	市町数	市町村名	取扱いの理由
全て減額賦課	6	F市、J市、Q市、R市、T市、Ab市	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税又は地方税の減額賦課の期間制限が5年とされていることとの均衡を図った（F市、J市、R市、T市、Ab市） 平成26年6月の国民健康保険法改正を契機に当該取扱いとした（Q市）
申出があれば対応	3	B市、K市、P市	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムの改修が必要（3市全て） 保険料の徴収権の時効（2年）の規定を根拠にできると考えている（3市全て）
2年遡及した日の属する年度内の賦課決定であれば、減額賦課	1	V市	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムの改修が必要（V市） 保険料の徴収権の時効（2年）の規定を根拠にできると考えている（V市） 同一年度内で減額の減額賦課の決定の可否に差異が生じることへの対応（V市）
対応未定（減額賦課していない）	3	S市、X町、U市	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムの改修が必要（3市町全て） 保険料の徴収権の時効（2年）の規定を根拠にできると考えている（3市町全て） 厚生労働省の解釈（H.17）を承知していなかった（S市、X町）
減額賦課しない	7	H市、I市、L市、O市、Y市、Aa市、Ad町	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システムの改修が必要（H市、I市、L市、O市、Aa市、Ad町） 保険料の徴収権の時効（2年）の規定を根拠にできると考えている（H市、I市、L市、O市、Ad町） 保険料の徴収権の時効（2年）との均衡を図った（Aa市） 法改正により平成27年度から賦課決定する保険料の期間制限が2年とされたこととの均衡を図った（Y市、Ad町）（注）2 厚生労働省の解釈（H.17）を承知していなかった（H市、I市、L市、O市、Aa市、Ad町）
計	22		

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 抽出市町は22市町で、国保税とする市町が2市町ある。

イ 減額賦課の期間制限の期間を5年としている市町の状況

平成27年3月31日までに賦課決定した保険料に係る減額賦課の期間制限を5年としている5市のうち、

- ① 厚生労働省の解釈に沿い又は地方税との均衡を図る観点から、介護保険料減額更正請求事件の判決確定(平成25年5月)前から、減額賦課の期間制限を5年としている(F市、J市、R市、T市、Ab市、)
- ② 平成26年6月の国保法改正の趣旨を踏まえ、27年4月1日に減額賦課の期間制限を見直している(Q市)。

具体的には、Q市では、平成27年3月31日までに賦課決定した保険料について、期間の制限なく減額の賦課決定を行う必要があると判断し、住民税部局が持つ課税情報を基に平成21年度まで遡及して、減額賦課の決定を行われている。この減額賦課の決定により、還付金(22件 616千円)を世帯主に還付されている。

ウ 法律の適用の誤りとみられる例

(ア) 国保法第110条の2の適用

Y市では、従前、平成26年度までに賦課決定した保険料について、減額賦課の期間制限を国税との均衡を図る観点から5年としていた。

しかし、平成26年6月の国保法の改正により減額賦課の期間制限が2年とされたことから、27年4月1日以降は、26年度以前に賦課決定した保険料についても、減額賦課の期間制限を2年としている(他にU市も同様に同条を根拠とする取扱い)。

(イ) 国保法第110条の適用について誤りとみられる

K市等12市町(B市、H市、I市、K市、L市、O市、P市、S市、V市、X町、Aa市、Ad町、)は、平成26年度までに賦課決定した保険料の減額賦課の期間制限を2年としている。この取扱いは、いずれの市町においても、「還付を受ける権利を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。」とする国保法第110条第1項を根拠にできると考えているとしている(12市町)。

なお、国保法第110条等と同じ規定である介護保険法第200条について、「介護保険料減額更正請求事件」の判決では、「保険料の還付権の消滅時効は、減額更正処分が行なわれ還付権が発生してから進行する性質のものである」としている。

(ウ) 申出がある場合に対応しているが、対応が不十分な例

B市、K市及びP市では、減額賦課の期間制限については、2年を原則とし、納付義務者等からの申出がある場合に限り、期間の制限なく対応している。

しかし、3市とも納付義務者等に対し、上記の対応方針を周知していない。このため、いずれの市でも、遡及期間が2年を超えて減額の賦課決定をした例は

ないとしている。

(3) 後期高齢者医療等に係る保険料の還付加算金の取扱いの改善（新規案件）

1 相談内容

母（A 県 B 市在住）の平成 22 年度の後期高齢者医療の保険料が平成 23 年 6 月に減額され、還付金が還付された。

平成 24 年 6 月以降、個人住民税の還付加算金の起算日の適用に誤りが生じているといった報道があり、私は、26 年 3 月に B 市に母の還付加算金の起算日の適用に誤りがあれば、還付するように申し出たところ、母の後期高齢者医療の保険料の還付加算金の起算日に誤りがあることが判明した。しかし、当該還付加算金を受ける権利の消滅時効が 2 年であることを理由に、還付加算金が加算されなかった。

その後、私は、C 県の市町村においては保険料の還付加算金を受ける権利の消滅時効が 5 年であることを知り、母の代理人として、平成 26 年 9 月に A 県後期高齢者医療審査会に還付加算金を 5 年に遡って加算するよう審査請求した結果、請求そのものは却下されたものの、「還付加算金の時効が 5 年である」といった意見が附された。これにより、B 市は母に還付加算金を支払った。

しかし、私が D 市のホームページをみたところ、保険料の還付加算金の時効について本来 5 年であるところを 2 年と解していたことから、全国の市町村においても少なからず同じように還付加算金が適正に還付されていないケースがあるのではないかと。

(注) 1 本件は、中部管区行政評価局が受け付けた相談事案である。

2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 17 条の 4 第 1 項第 1 号（保険料納付の翌日）を適用すべきところ、同項第 3 号（更正の通知の翌日から起算して一月を経過する日の翌日）を適用した誤りである。

2 制度の概要

(1) 後期高齢者医療

後期高齢者医療の保険料の還付加算金の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 231 条の 3 の規定に基づき、地方税法の例によっており、保険料の還付がある場合、地方税法 17 条の 4 の規定に基づき、還付金額には、その金額に年 7.3%の割合を乗じて計算した金額を加算しなければならない。

厚生労働省は、平成 26 年 2 月、還付加算金を受ける権利が消滅する時効（以下「還付加算金の時効」という。）に関する B 県からの照会に対して、次のとおり、5 年であるとの解釈を示している。

【厚生労働省の回答】

還付加算金の時効は、保険料の還付を受ける権利には含まれないため、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年である

なお、厚生労働省は、この解釈について、地方公共団体に通知しておらず、照会があれば、その都度説明することとしている。

B 県(国民健康保険担当課)は、上記の厚生労働省に対する照会結果について、平成 26 年 6 月に県内市町村に通知している。

(2) 介護保険及び国民健康保険

介護保険及び国民健康保険(以下「国保」という。)についても後期高齢者医療と同様に、保険料を還付する場合、還付加算金を加算しなければならない。

介護保険及び国保の保険料に係る還付加算金の時効について、厚生労働省は、後期高齢者医療と同様に、5 年と解釈しているが、地方公共団体に通知しておらず、地方公共団体からの照会があれば、その都度説明することとしている。

なお、B 県(後期高齢者医療担当課及び介護保険担当課)では、平成 26 年 2 月に、上述(1)の後期高齢者医療に関する厚生労働省への照会に合わせて、介護保険及び国保の保険料の還付加算金の時効についても厚生労働省に照会し、その結果を後期高齢者医療と同時に 26 年 6 月に県内市町村に通知している。

3 市町村による還付加算金の起算日の誤りの調査

平成 24 年 6 月以降、個人住民税の還付加算金の起算日の適用誤りがあるとの報道(注)があり、全国の市町村においては、平成 25 年度から 26 年度にかけて、個人住民税のほか、後期高齢者医療、介護保険及び国保の保険料など市町村が徴収する徴収金に係る還付加算金の起算日の適用誤りの調査を自主的に行った。この調査で誤りが判明した場合には、未払いとなっている還付加算金を還付する措置が採られている。

(注)還付加算金の起算日の誤りについて、例えば、読売新聞(平成 27 年 2 月 15 日付)では、「少なくとも全自治体の 3 割に当たる 544 市区町村(42 都道府県)で計算を誤り、計 15 億 1000 万円が未払いとなっていた。」と報道している。

しかしながら、本件相談は、全国の市町村の中には、B 市のように、還付加算金の起算日の適用誤りの調査について、還付加算金の時効を 5 年とせず 2 年として行われている例が全国にもあるのではないかとするものである。

総務省自治税務局「個人住民税における 還付加算金の起算日の見直し」(平成 27 年 2 月)によると、市町村による個人住民税の還付加算金の起算日の適用誤りの例として、次のものが挙げられている。

【還付加算金の起算日の適用誤りの例】

源泉徴収により所得税を納付した者が、医療費控除等を行ったため、総所得金額が減額され、個人住民税の賦課決定額が減額され、還付が発生する。

この場合、市町村は、還付加算金の起算日については、地方税法第 17 条の 4 第 1 項第 1 号の「納付等のあった翌日」を適用すべきところを誤って、所得税の更正に基因した賦課決定により税額が減少した場合に適用することとされている同項第 3 号の「更正の通知が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日」を適用していた。

(注) 総務省自治税務局「個人住民税における 還付加算金の起算日の見直し」に基づき当局が作成した。

上記の誤りの例は、本来、年金給付額や給与支給額によって賦課する場合に適用される起算日である「納付等のあった翌日」とすべきところを、確定申告が行われた場合の所得税の更正に基因した賦課決定により税額が減少した場合の起算日である「更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日」を適用したものである。この場合、還付加算金を算定する期間が本来の期間より短くなることから、還付加算金の額が本来還付しなければならない額より少なくなる。

4 抽出調査した市町における還付加算金の時効の取扱い状況

(1) 還付加算金の起算日適用誤り調査における還付加算金の取扱い等

当局が22市町を抽出して保険料の還付金の還付の取扱い状況を調査したところ、市町によってその取組は区々となっていた。本来、過去2年を超えて遡及して保険料の減額賦課の事由の有無を調査把握し、適正に減額賦課すべきところ、その遡及の取組が十分ではない市町村が相当数みられたが、それらの市町においては還付加算金の還付の取組についても同様に十分とは認めがたい(表-1)。

また、抽出調査した22市町のうち、起算日適用の誤りがなく調査の必要がない市町を除く、還付加算金起算日適用誤り調査が行われた市町は、i) 後期高齢者医療が10市町、ii) 国保が9市町、iii) 介護保険が14市町ある。

これら還付加算金起算日適用誤り調査が行われた市町において、遡及して調査した期間(以下「遡及調査期間」という。)をみたところ、次のとおりである(表-1)。

① 遡及調査期間が2年以上3年未満(個別の具体例は表-2)

後期高齢者医療:4市町、国保:6市町、介護保険:5市町

期間の設定理由については、いずれの市町も還付加算金の時効を2年と解していることによる。

② 遡及期間2年以上3年未満で当初調査したが、5年として再調査を実施(個別の具体例は表-2)

後期高齢者医療:3市町、国保:2市町、介護保険:3市町

当初は遡及調査期間を2年以上3年未満として調査が行われたものの、その後、県の通知により還付加算金の時効が5年であるとする厚生労働省の解釈を承知したことから、改めて遡及調査期間を5年として再調査を行った。

この結果、当初の遡及調査期間を超えた期間に未払いとなっていた還付加算金が判明している。

このような実態からみると、還付加算金算日適用誤り調査において、遡及調査期間が5年未満の市町においては、未払いとなっている還付加算金があるものとみられる

表-1 2年を超えて減額賦課する場合の還付加算金の取扱い及び還付加算金起算日の適用誤り調査結果

保険制度別	保険料		還付加算金		還付加算金起算日の適用						合計	
	2年を超えて遡及する減額賦課の取扱い	市町数	左の還付金に係る加算金の取扱い	市町数	誤りあり(調査実施)							
					誤りなし(調査不要)		遡及調査期間5年以上		遡及調査期間3年未満			小計
後期高齢者医療	全て減額賦課	21	全て対応	21	11	E市、F市、G市、H市、I市、J市、K市、L市、M市、N市、O町	5	B市、P市、Q市、R市、S市	5	T市、U市、V市、W市、X町	10	21
	対応しない	1	対応しない	1			1	Y市			1	1
	計	22	計	22	11		6		5		11	22
介護保険	全て減額賦課	3	全て対応	3	1	K市	1	Q市	1	G市	2	3
	5年以内であれば減額賦課。ただし、平成24年度以前に賦課決定した保険料は申出があれば対応	5	申出の範囲内で対応	5	2	E市、N市			3	B市、F市、R市	3	5
	申出があれば対応	9	申出の範囲内で対応	9	2	J市、V市	4	P市、S市、T市、Y市	3	L市、U市、W市	7	9
	対応未定	1	対応しない	1			1	O町			1	1
	減額賦課しない	4	対応しない	4	1	M市	3	H市、I市、X町			3	4
	計	22	計	22	6		9		7		16	22
国民健康保険	全て減額賦課	6	全て対応	6	3	E市、J市、L市、M市			3	U市、V市、W市	3	6
	申出があれば対応	3	申出の範囲内で対応	3	3	F市、K市、T市、					0	3
	2年遡及した日の属する年度内の賦課決定であれば、減額賦課	1	申出の範囲内で対応	1			1	Y市			1	1
	対応未定	3	対応しない	3	1	O町	1	S市	1	W市	2	3
	減額賦課しない	7	対応しない	7	3	H市、I市、P市	2	Q市、R市	2	G市、X町	4	7
	計	20	計	20	10		4		6		10	20

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 後期高齢者医療に係る還付金及び還付加算金の事務については、市町村で行うこととされていることから、医療連合の抽出数とは一致しない。

表-3 還付加算金算定起算日適用誤り調査の具体例

事項 保険制度別	市名	遡及調査期間	左欄の遡及調査期間を設定した理由	調査結果		
				当初の調査結果 (a)	再調査結果 (b)	再調査により判明 (b-a)
後期高齢者医療	U市	2年	還付金加算金の時効が2年のため		27件 (63千円)	
	Q市	2年から5年に変更	B県から厚生労働省の解釈（還付加算金の時効が5年）が通知されたため	35件 (72千円)	152件 (358千円)	117件 (286千円)
国保	G市	2年10か月	還付金加算金の時効が2年のため		1,433件 (4,530千円)	
	Q市	2年から5年に変更	Q市後期高齢者医療と同様	605件 (1,610千円)	1,019件 (3,100千円)	414件 (1,490千円)
介護保険	F市	2年6か月	還付金加算金の時効が2年のため		107件 (227千円)	
	Q市	2年から5年に変更	Q市後期高齢者医療と同様	3件 (6千円)	41件 (55千円)	38件 (49千円)

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

(2) 還付加算金の時効の解釈

還付加算金の時効に係る取扱いについて、抽出した22市町における還付換算金の時効の期間の取扱いをみたところ、表-4のとおり、2年と解している市町がある(後期高齢者医療:3市町、国保:13市町、介護保険:8市町)。

還付加算金の時効を2年としている理由について、これら市町いずれも、それぞれの法律で規定されている還付金を受け取る権利の消滅時効が2年とされていることを理由に挙げている(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第160条第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条第1項、介護保険法(平成9年法律第123号)第200条第1項)。

表-4 抽出調査した市町のうち還付加算金の時効を2年としている市町

単位：市町

事項 保険等別	調査市町数	左のうち時効期間が原則2年	市町名
後期高齢者医療	22	3	E市、V市、W市
国保	20	13	E市、F市、G市、H市、J市、P市、Q市、R市、S市、T市、V市、W市、X町
介護保険	22	8	G市、H市、J市、M市、P市、T市、V市、W市

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 国保については、22市町のうち国保税としている市町が2市町あった。